

第二十四回 帝國議會衆議院 地租條例中改正法律案外二十九件委員會議錄(速記)第九回

會議

明治四十一年二月二十六日午後一時四十二分開議

出席委員左ノ如シ

栗原
菅原
北村
大岡
武市
中倉
松田
大石
木村
半兵衛君
鈴木
早速
整爾君
川真田德三郎君
出席政府委員左ノ如シ

亮一君
傳君
左吉君
育造君
庫太君
万次郎君
吉三郎君
熊吉君
合田
藤澤
幾之輔君
福太郎君
竹内
正志君
動君
藤澤
幾之輔君
福太郎君
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

野田
卯太郎君
奥野
市次郎君
浜名
信平君
田中
定吉君
木暮
武太夫君
上埜
安太郎君
安田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

古井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

栗塚
森本
永島
永島
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

吉井
由之君
省吾君
駿君
龜代司君
内藤
池田
内山
吉太君
惟貞君
利八君
大津
淳
一郎君
一雄君
紫垣
忠藏君
三井
愛澤
寧堅君

リマス

○委員長(栗原亮一君) 初メテ 宣告シタノハ 増税ニ關スル三案ト、砂糖戻税ノ案ト、地方稅ノ制限ニ關スル案、是ハ前議會ニモ獨立シタ案デ大同小異デアリマス、是ダケハ先以テ先ニ議ニ附シテ片附ケタイト云フノデアリマス

○合田福太郎君 先ニ委員長ハ此案ニ付テ質問ヲセヨト云フコトデ、質問ニ移フタ、若シ引抜イテアレダケ別ニスルナラバ、相當ノ意見ヲ述べテ置クノテアリマス、唯質問ダケト云フコトデアリマス、稅制整理ニ係ル案が悉ク質問が済ンデ、然ル後ニ各案ニ付テ包括シテ一讀會ニ一讀會ニ移ルト云フヤウナ議事ノ順序ニアラウト考ヘテ居リマシタガ、唯今ノ宣告アヘ、先日質問シタダケヲ決議シテ置イテ、他ノ案ニ移フテ往クト云フヤウナ宣告

ト云フコトデアリマス、稅制整理ニ係ル案が悉ク質問が済ンデ、然ル後ニ各案ニ付テ包括シテ一讀會ニ一讀會ニ移ルト云フヤウナ議事ノ順序ニアラウト考ヘテ居リマシタガ、唯今ノ宣告アヘ、先日質問シタダケヲ決議シテ置イテ、他ノ案ニ移フテ往クト云フヤウナ宣告

ト云フコトデアリマス、ソレデハ私ハ反対ヲ致シタイ

○大岡育造君 一應反対ノ御説ハ御尤ノヤウデアリマスケレドモ、委員長モ先刻宣告ニナッタヤウデアリマス、増税ニ關聯シタモノ、及ビ特ニ取急クベキ誰ニセ考フル地方稅制

限ノ案が出テ居ル、合田君モ急グト云フコトニハ論及セラレテ居ル、ソレダケハ先ツ片附ケテ往カウ、何シロ二十何件ト云フ其中ニハ非常ニ出入ツタ案件モアル、先ツ是ダケハ一ツ切ツテ、質問ガ濟ンデ居リマスカラ、本日ハ討論ニ移リタイ、序ニ原案ニ贊成致シマシテ、可決セラレムコトヲ希望致シマス

○森本駿君 今修正シタイ個條ガアリマス

○委員長(栗原亮一君) 合田君ハ五案ヲ別ニ決ヲ採ラナイデ、他ノ整理案ト同時ニ決ヲ取ルヤウニシタイト云フ、合田君ノ説ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

○委員長(栗原亮一君) 少數デアリマス、森本君ノ修正ハ酒デスカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(栗原亮一君) 少數デアリマス、森本君ノ修正ハ酒ニ關スルニ案ハ御異議ハアリマセヌカ

○委員長(栗原亮一君) ソレデハ原案ニ決定致シマス、煉乳原料砂糖戻税法案

○森本駿君 是ニ修正ヲ加ヘタイ、此案ハ施行期限ガ四十一年トアリマスガ、之ヲ四年

ハ一通リ質問ヲ終ツタナラバ、今日ハ討議ニ移リタイ思ヒマス、此酒ニ關スル

モノト、ソカラ 煉乳原料砂糖戻税法案、地方稅制限ニ關スル案、此五案ヲ一括シテ

議題ニ附シマス

○合田福太郎君 先日來此委員會ニ増税ノ案ヲ質問シマシタガ、アレハアレダケ幾分

カ議論ガアリマシタ、此三案ガ一括シテ委員會ニ附セラレテ居ルノアリマスカラ、成ル

ベク各案ニ付テ質問ヲ致シマシテ、其後討論ニ移リタイ、此地方稅ノ制限ニ關スル案ハ

體ノ質問ヲ終ヘタ上テ、此案ヲ極メタ方が議事ノ進行上宜カラウト云フ意見ヲ持テ居

○委員長(栗原亮一君) 四十二年ヲ四十一年ニ修正スル動議ニ、贊成ハアリマ

カ議論ガアリマシタ、此三案ガ一括シテ委員會ニ附セラレテ居ルノアリマスカラ、成ル

ベク各案ニ付テ質問ヲ致シマシテ、其後討論ニ移リタイ思ヒマス、此酒ニ關スル

モノト、ソカラ 煉乳原料砂糖戻税法案、地方稅制限ニ關スル案、此五案ヲ一括シテ

議題ニ附シマス

○委員長(栗原亮一君) 然ラバ満場一致ヲ以テ修正ニ致シマス、他ハ即チ原案通り決定ヲ致シマス、ソレカラ地方稅制限ニ關スル法律案ニアリマスガ、是ハ質問モ一通り終リマシタガ、其後大分参考書モ配布ニナシテ居リマスカラ、若シ御質問ガアレバ御尋ニナリ、御質問ガナケレバ討議ニ掛リマス

(「討議ニ移リタイ」ト呼フ者アリ)

○竹内正志君 先達テ政府委員ノ答辯ヲ承ハリマシタガ、ソレカラ後参考書ナドヲ御廻シニナシタノヲ拜見スルト、此地方債ト云フモノハ隨分利子が非常ニ高イ、中ニハ二割以上モアル、是ハ甚少ナイガ、併シ一割五分ト云フヤウナモノガアツテ、吾々ノヤウナ貧乏人が高利貸カラ金ヲ借ルヤウナ甚ダシクハナイガ、公共團体デ先ツ高利ヲ拂ハケレバ借レヌト云フノハ、餘程オカシイヤウニ思フ、斯シナニ高イ利子ヲ出シテモ猶此公共團體が事業ヲ起スコトが必要ナルカモ知レマセヌガ、隨分ヒトイモノト思フ、ソレデ先達テハ約六百万圓バカリハ成程勸業銀行ナリ興業銀行ナリ整理が出來テ、安イ利子ニ借換ヘマシタト云フコトアリマスガ、アトノハサウスト高イ利子デアル、是ハ隨分地方ニ依テハ運動トカ云フヨロ／＼惡イコトガ行ハレテ團体ガイロ／＼ナ手段デ運動ヲヤッテ、斯ウ云フヨロ／＼ナ事業が起ル、ソレハ土木トカ勸業トカイロ／＼名ハ立派デアリマセウガ、其立派ナ名ノ下ニイロ／＼事が起シテ、非常ニ利子が高クナルヤウナコトモ承テ居ル、是ハ無論内務大臣大藏監督官廳ガアツテイロ／＼、許可ヲ得テアルコトアリマセウガ、從來ドウ云フヤウニシテ、此監督官廳ハ是ニ許可ヲ與ヘタモノアリマセウカ、私ナドガ考ヘルト、先ツ高イ利子ヲ拂テヤルナラバ、公共團體ガヤラウトシテモ監督官廳ガ容易ニ許可ヲ與ヘラセウモナイヤウニ思フ、然ルニ斯ウ云フコトハ事實ガアルカ、是ハ從來ドウ云フヤウナ手續ニ依テ、監督官廳ハ之ヲ監督シテ居ツタカ、又許可ヲ與フルニ付テハドウ云フ風ニシテ許可ヲ與ヘテ居ツタカ、其實況ヲチヨット承リタイ

○政府委員(吉原三郎君) 御答ヲ致シマスガ、地方ニ依リマシテハ隨分利子が高クナケレバ、借り得ルコトノ出來ナイコトガアリマスガ、隨分府縣ノ團體ア借リルノニ、一割以上出サケレバ借入レタルコトノ出來ヌト云フ時代ガアリマシタ、併ナガラ非常ニ高イ利子デアリマスト、今日テハ許可致シマセヌガ、古イ分ヲ調べテ見マスルト、隨分一割以上或ハ二割ノ利子デ借リタノガアリマスガ、是ハ今日ノ規則ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受ケナイデ、三年以内債デ借入レタ分ニ斯ウ云フノガアリマス、其弊ヲ段々感シマシタカラ、今日テハ三年以内債ハ法律上別ニ認可ヲ受ケル必要ハナインデアリマスケレドモ、特ニ是ハ訓令ヲ致シマシテ、豫メ監督官廳ノ認可ヲ受ケテ借入ヲスルコトニ數年前カラ是ハ改メテアリマスガ、其以前ニ於テハ斯ウ云フノガアリマシタ、其弊害ニ堪ヘズシテ假リニ此訓令ヲ以テサウ云フコトニ致シマシタガ、既ニ昨年——昨年提出致シマシタル町村制ノ改正案ニ於キマシテハ、三年以内債デモヤハリ認可ヲ受ケル、斯ウ云フコトニ改メタ位デアリマス、是ハ舊債ノ殘リニ間ニ斯ウ云フノガアリマス、是ハ誠ニ金額ハ僅カナモノアリマス

○鈴木總兵衛君 唯今ノ内務次官ノ御答辯ニ依テ猶御問ヒ申シタイ、三年以内債云々ト云フコトハ、各府縣ノ公債ニ拘ラズ町村ニモヤハリ其制度ヲバ御用井ニナシテ居リマスカ

○政府委員(吉原三郎君) 市町村モ今日ノ規定デハ、市町村ガ即チソレニナシテ居

リマス、二年以内債ハ認可ヲ受ケナイデ宜ヤウニ、今日ノ市町村制ハ出來テ居リマスノデ、ソレデ從來全ク監督官廳ノ目ヲ經ズシテ借リタモノニ往々斯ウ云フモノガアリマス、唯今テハサウ云フ事ヲ發見致シタカラ、監督官廳ノ認可ヲ受ケルヤウニ、訓令デ唯今歩ミヲ付ケテ居リマス

○大岡育造君 唯今ノ政府委員ノ御答カラチヨット浮シダシテスガ、先日ノ御答辯ニ依ルト、興業銀行等ヲ介シテ高利ノ地方債ヲ段々整理スル御世話モアツヤウテアリマスガ、斯カル一割トカ一割五分トカ云フ高利ノ部分ガ、順序カラ云シタラ先ツ御世話ノ始メニ付クベキモノト考ヘマスガ、ソレガ今ニ残シテ居テ見マスルト、ソレヨリモモット高イモノガ残シタト云フ譯デアリマセウカ、一体順序がドウ云フヤウナ事ニナシテ居マスカ、即チ成ルダケ高イモノカラシテ世話ヲシテ返サセル順序ハ着イテ居リマセヌカ

○政府委員(吉原三郎君) 御答ヘ致シマスガ、是ハ無論高イノカラ返サセルコトニナシテ居リマス、ソレ故ニ若シ初メノ計畫通り一千万圓モ融通ノ付クヤウニナレバ、斯ウ云フモノハ皆償還ヲサルコトニナシテ居リマスガ、手續がナカ／＼町村ヘ言ウテヤリマシテ、町村ノ方デ調べテ督責シテモ愚圖々ナシテ居ル譯デアリマスノニ、金ハ僅カニ興業銀行デハ三百万圓餘リスラ出來ヌ譯ニナリマスノデ、ソレデ斯ウ云フモノガ後ヘ残リマシタ

○大岡育造君 分リマシタ

○森本駿君 最早質問終結ニ致シタイ、而シテ本案ノ討議ニ移リマシテ、私ハ修正説ヲ提出致シタイ、本案ノ第一條第一「北海道、府縣、沖繩ノ區及間切島」ト云フ此「間切島」ノ三字ヲ「町村」ト云フ二字ニ修正シタイ(「市ハ」ト呼フ者アリ)市ハ這入ラヌ、ソレハ區ト云フノガ即チ内地ノ市ト同様ナノアリマス、沖繩縣ノ區及ビ町村、斯ウ云フコトニシテ戴キタイ、ト云フノハ沖繩縣ニハ町村制ヲ施行スルヤウニナリマシタカラ此事ハノソ時ハマダ町村制ト云フモノハ出來テ居ナカツタカラ、舊慣ニ依シテ間切島ト云フ字が入シテ居ツタ、今日テハ町村制が施行セラレタスレバ、町村ト修正スル方ガ穩當ト思ヒマス、間切島ト云フニ三字ヲ町村ト云フ字ニ直ス、ソレカラモウ一箇所ヲ修正致シマス、第五條ノ一二三號ガアリマス、其三號ノ次ニ四ト云フ四號ヲ一號入レマシテ「人畜傳染病豫防費ヲ要スルトキ」ト云フ一語ヲ加ヘルト云フコトニ、是ハ此事ヲ加ヘルコトヲ感シマシタ所以ハ、特別ノ理由アル場合ニハ、内務大藏兩大臣ノ許可ヲ得テ、一條乃至三條ノ制限ヲ十分ノ四以内ニ於テ課稅スルコトヲ得ルノアアル、左ニ掲グル場合ニ限り特ニ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受クル、前項ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得、即チ十分ノ四以内ニ於テ課稅スルト云フノガ——ソレ以上ニ課稅スルト云フノガ一二三號ニ規定シテアル、然ルニ人畜傳染病豫防ノ中ニハ、ヤハリ其以上ニ課稅スルコトノ特典ヲ置キタイ、斯ウ云フ希望デアリマシテ、特ニ人畜ノ字ヲ入レタノハ草木等ニモ傳染病ガアルガ、人畜ニ限シテ斯ウ云フコトヲスル必要ヲ認メテ、之ヲ加ヘタイト云フ希望シリマシテ、此ニ箇條ノ修正ヲ勧議トシテ提出シマス、成ルベク御贊成アラムコトヲ希望シ

○政府委員(吉原三郎君) 唯今森本君ノ御修正ニナリマシタ間切島ヲ町村ト改マノハ、至極適當アリマシテ、政府ハ無論贊成シマス、實ハ既ニ本年一月一日ヨリマスカ

マス

○委員長(栗原亮一君) チヨット森本君ニ御尋致シマスガ、人畜傳染病豫防ノタメヲ豫防ノトキト、改ムル意義ニアリマスカ、文字モズット修正シテ宜シカ、人畜傳染病豫

防ノ爲メ費用ヲ要スルトキ、斯ウナルト文體が一定ニナリマスカラ……
○政府委員(櫻井鐵太郎君) 最早討議御決定ノコトニアリマスガ、唯今森本君ノ御修正ノ第一條ノ御修正ハ曩ニ政府委員カラ異議が無イト云フコトヲ申シマシタガ、モ

ウツノ人畜傳染病豫防ノ爲メニ費用ヲ要スルト云フコトニ付テハ、御承知ノ通り稅法整理案審查會ニ於テモ、其點ハ論究致シマシタガ、成ルベク制限ト云フモノハ嚴重ニスルが宜シイ、且ツ第五條ニ於キマシテ一條乃至第二條ノ制限ヲ超過シテ十分ノ四以内迄課稅が出來ルト云フノガ、今度ハ餘程緩シダノアリマス、人畜傳染病ト云フモノハ其制限モ考ヘテ行クモノニアラウ、斯ウ云フ趣意ニアリマス、成ルベク此五條ニ付テハ原案ニ御決定アランコトヲ……

○早速整爾君 私ハ全体反対ノ意見ヲ……

○委員長(栗原亮一君) 森本君ノ修正說ノ第一條第一項、北海道、府縣、沖繩縣ノ區及間切島ノ町村ト改ム、ソレカラ人畜一一、二、三、トアル所ヘ四ヲ加エ「人畜傳染病豫防ノ爲メ費用ヲ要スル時」此二箇ニ付テ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○淺野陽吉君 大体ニ付テ反対ノ意見アルト云フ以上ハ、逐條ニ移ルコトハ出來ナイト思ヒマス

○委員長(栗原亮一君) 併シモウ異議ガナイト云フコトニアリマスカラ……

○早速整爾君 私ハマダ是カラ言フノダ——修正說ノ採決前ニ私ハ簡單ニ申述ベマス、此案ノ全体ニ付テ私ハ反対ノ意見ヲ申シマス、勿論此地方稅ノ課稅ノ制限ト云フモノが餘り窮屈ナル場合六、地方ノ事業ノ上ニ非常ニ困難ヲ感ズルト云フ理由ハ、絕對三私共ハ之ヲ認メナイ譯ナハナイ、併ナカラ元ト此非常特別稅ト云フモノ起シタル當時、國民ノ負擔ト云フモノが非常ニ増加スルト云フコトヲ慮シテ、其爲メニ此非常特別稅法中ニ於テ、課稅ノ制限ヲ要スルト云フ規定ヲ設クルニ至ツダノゴザイマス、全體地方ノ人民カラ申シマスルト云フト、今日ハ非常特別稅モ繼續セラル、コトニナシテ、國稅ニセヨ地方稅ニセヨ負擔ト云フモノハ實ニ其極度ニ達シテ居ル、成ルベクハ此地方人民ノ負擔ヲ輕減フスルコトが出來ナイトシテモ、先ア現在ノモノヲ維持シテ往カウト云フ方針ガ、今日ノ地方ノ人民ニ對シテハ最モ必要ナル私ハ處置デアラウト考ヘテ居リマスガ、制限ガ——課稅ノ制限ガアル爲メニ或ハ地方ノ事業ニ就テハ不便ヲ感ズル點ハゴザイマセウケレドモ併シ此制限ヲ寛大ニスル爲メ、地方人民ガ困ズルト云フコトハ甚ダ大キナモノデアラウト私ハ思フ、殊ニ先年來能クゴザイマス通り、地方ノ財務ノ紊亂ト云フコトハ到ル處ニ其事例ヲ示シテ居ルノゴザイマスガ、課稅ノ制限ト云フモノヲ寛大ニスル場合ニハ、此地方ノ財務ノ紊亂ト云フコトモ、勢ヒ甚シキヲ致スト云フ眞レガアル、地方ノ人民ガ實ニ苛稅誅求、殆ド負擔ノ極度ニ達シテ居リマス、今日ハ現在アリマス所ノ制限ハ、ヤハリ之ヲ制限トシテ存在セシメ、其以上ニ其制限ヲ寛大ニスルト云フコトハ、吾々ノ忍ビナイ所デアル、此本制限ヲ寛大ニスルト云フ案ハ、言フマテモナク或意味ニ於テ

○委員長(栗原亮一君) 全部反対デスナ、早速君ノ全部反対デスナ、早速君ノ全部反対ニ賛成ノ御方ガアリマスカ

○淺野陽吉君 私ハ大体賛成ヲ致シマス、ソレト同時ニ内務當局者ニ向テ、一言御辯明ガアルナラバ辯明ヲ聞イテ置キタイト思フコトガアリマス、甚ダ此揚足ヲ取ルヤウナ議論デ、餘リ私モ言フコトヲ好マナイケレドモ、増稅ヲサセル上ニ於テ、此國民ニ對シテ嘘ヲ吐クト云フコトハ、行政家ノ最モ慎マネバナラヌコトアルト思フ、ソレニ其嫌ガ此本案ニアルノデ、ソレヲ少シ問糾シテ置イテ、御辯明ノ理由ガアルナラバ、將來ノ上ニ開いて置キタイト思ヒマス、ソレハ理由書ニ掲グラレテアル文句ハ、之ヲ分析スレバ一ツニナルダラウト思フ、非常特別稅ノ整理ニ伴ヒ、公共團體課稅ノ制限ヲ改正スルノ必要アリト云フコトガ、一ツノ條件デアルノト、一ツハ時勢ノ進逼ニ適應スルタメ公共團體課稅ノ制限ヲ改正スル必要アリト、此二ツノ理由テアラウト思フ、其二ツノ理由ノ中ノ第一ニ掲グラレタモノハ、文句ノ順序トシテ非常特別稅ノ整理ト云フコトガ無クテハナラヌ、此文句ハ大藏省側テ掲グラレタノアルカ、内務省側テ掲グラレタノアルカハ知リマセヌケレドモ、主トシテ本案ニ對シテ御辯明ノ任ニ當ラレタノハ内務當局者デアルカラ、其内務當局者ノ筆ニ依テノ立案ノ理由書ニアラウト思フ、提出サレタ本案ニ對シテ行政官ガ責任ヲ以テ書イタ理由書ハ、是ハ國民ニ告ゲテ居ルノアル、然ルニ今非常特別稅ノ整理ハ孰レノトコロニ於テ行ハレテ居ルノアリマスカ、一トシテ未ダ整理ハ行ハレテ居ラヌノアリマス、政府ガ提出シタ所謂整理案ナルモノヲ以テ、整理行ハレタリト思フノハ我儘勝手デアルノアル、ソレハ行ハレズシテサウシテ本案ノ通過ヲ茲ニ圖ルト云フコトハ、私ハ本末ヲ轉倒シテ居ルト思フ、テ此點ニ於テハ辯明ノ理由ガアルナラバ、承之テ置キタイト思フノアリマス

○政府委員(吉原三郎君) 御答致シマスガ、アノ案ハ内務省ニ作ツタモノデアリマセヌノデ、併ナガラ非常特別稅ノ整理ニ伴ヒト云フコトが書イテアルカラ、是ハ其整理セラレタモノト認メテ、アノ理由書ヲ書イタト云フコトニハナラスト考ヘマス、即チ彼ノ制限ノコトハ非常特別稅法ノ中ニ書イテアリマスルノアリマスカラ、ソレヲ他ノ非常特別稅法ヲ

伴ヒト云フコトガ、必シモサウ云フコト豫断シテ云ツクト云フ意味ニハ私バ取レヌト思ヒマスガ、是ハ文字ノ御話デアリマスカラ強イテハ申上ゲマセヌ。

○森本駿君 早速君ハ大体反対デスカ、反対ヲ致シマス。

○委員長(栗原亮一君) 早速君ノ全部反対ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ乞ヒマス

起立者 少數

○委員長(栗原亮一君) 少數デアリマス、ソレデハ先刻ノ森本君ノ修正説ニ付テ……

○大岡育造君 修正ニ付アモウ一ツ修正シタイ人畜ト云フ 文字ヲ削ルト云フコトニ——ソレハ甚ダ其語が穩當ナニ上ニ、餘リ唯今私語スルトコロヲ聞イテ見ルト、人畜ト云ヘバ養蠶ノ傳染デモアツタキニハ容易ナラヌコトアルガ、這入ルカ這ラヌカト云フト修正者ハイヤ虫ダカラ這入ルマイト云ツテ居リマス、是ハ串戯ノヤウデアリマスガ、能ク事實ヲ得タ思ヒマス、何モ此農業家ノタメニ牛馬ダケが最モ危険ダトカ、大事ナト云フ譯ノモノデナイ、凡ソ國產及國民ニ重大ナル被害ヲ及ボスヘキ傳染病ノアル場合ニハ、ドウ云フ手段ヲ行シテモ之ヲ防止シナケレバナラヌコトヲ認ムル、故ニ此修正ヲ要スルノデ、特ニ人畜ト云フ字ヲ見ルト云フコトハ、穩當ヲ缺キマシテ事實ニ適シマセヌカラ、削除致シマス

○委員長(栗原亮一君) 蠶病——蠶ノ病モ這入ル譯デアリマスカ

○大岡育造君 ソレハ事ノ重大ナル場合ニハ防禦モシナケレバナラヌト思フノデアリマス

○三井忠藏君 私モ唯今ノ大岡君ノ説ニ賛成ヲ致シマス、就キマシテハ當局者ニ一言ノ注意ヲ加ヘタインデアリマス、其事ト云フモノハ、此第五條ノ一項ニ於テ内務大臣兩大臣ノ許可ヲ受ケタル負債ノ元利償還ト云フコトガ、非常ノ場合ノ一二加ヘテアリマス、然ルニ今日ノ地方團體ノ負債ノ利子等ヲ見マスルト云フト、一割五分、一割八分等ノ高利ノ地方債ナリ團體ノ負債ヲ起シテ居リマス、是ハ普通人ト雖モ斯ル高利ノ借財ヲ爲シテ居ルト云フコトハ、誠ニ僅ナモノデアル、然ルノ地方ナル其他ノ團體デスル高利ノ金ヲ借入レルト云フコトハ、實ニ言語同斷ノコト、考ヘマス、然ルノ當局者ハ之ニ何ノ監督モ加ヘズ注意モ拂ハナイト云フコトハ當局者ノ怠慢ト言ハナケレバナラヌ、サラガラ、過去ノコトハ致方ハアリマセヌが、今後此制限ヲ緩メマスルニ付テ斯ルコトノナイヤニ當局者ニ於テ十分ニ御注意下サランコトヲ希望致シマス

○委員長(栗原亮一君) ソレデハ決ヲ採リマスガ……

○森本駿君 修正提出者カラシテ、人畜ト云フ文字ヲ取ツテ、傳染病云々トスルコトニ……

○委員長(栗原亮一君) ソレデハ人畜ヲ除キ、傳染病豫防ノタメ費用ヲ要スルト云フコトヲ一項ニ加ヘル、之ニ付テ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(栗原亮一君) 御異議ガナケレバ其通り決シマス、ソレカラ沖繩縣ノ間切島ヲ町村ト改メルト云フ、之ニ異議ハアリマセヌカ

○委員長(栗原亮一君) 御異議ガナケレバ修正ノ通り決シマス、モウ他ニ修正説ハアリ

(「モウ無シ」ト呼フ者アリ)
○委員長(栗原亮一君) フレデハ右ノ修正ニ止メテ、アトハ原案ノ通り決定ヲ致シマス

○委員長(栗原亮一君) 其通リニ決シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス
午後二時二十一分散會

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)